

資金移動業者の口座への賃金支払について

資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv)国家戦略特区の推進

②「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

ウ)デジタルマネーによる賃金支払い(資金移動業者への支払い)の解禁

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2020年度できるだけ早期の制度化を図る。(略)

(参考1) 資金移動業者の概要

- 資金移動業者とは、「銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者」。
- 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、財務局の登録を受けることが必要。
2020年12月末時点で80事業者。プリペイドカードや仮想通貨は対象外。

(参考2) 現行制度における賃金支払方法

- 賃金は通貨払いが原則(労働基準法第24条)。
 - ただし、労働者が同意した場合には、その例外として、①銀行口座と②証券総合口座への賃金支払が認められている(労働基準法施行規則第7条の2)。
- ⇒ 賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、③資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合、労働基準法施行規則の改正が必要。

資金移動業者の口座への貸金支払に関するこれまでの経緯と今後の対応方針

<これまでの経緯>

令和2年7月17日	成長戦略フォローアップの閣議決定
令和2年8月27日	労働政策審議会労働条件分科会における議論①
令和2年9月	ドコモ口座を利用した銀行口座の不正出金事案の発生
令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	金融庁において、ドコモ口座事案に対応した 事務ガイドライン改正案のパブリックコメント
令和3年1月28日	労働政策審議会労働条件分科会における議論②
令和3年2月15日	労働政策審議会労働条件分科会における議論③
令和3年3月16日	労働政策審議会労働条件分科会における議論④
令和3年4月5日	規制改革推進会議投資等ワーキングにおけるヒアリング 出席予定者：厚労省、金融庁、連合、フィンテック協会、全銀協、資金移動業者

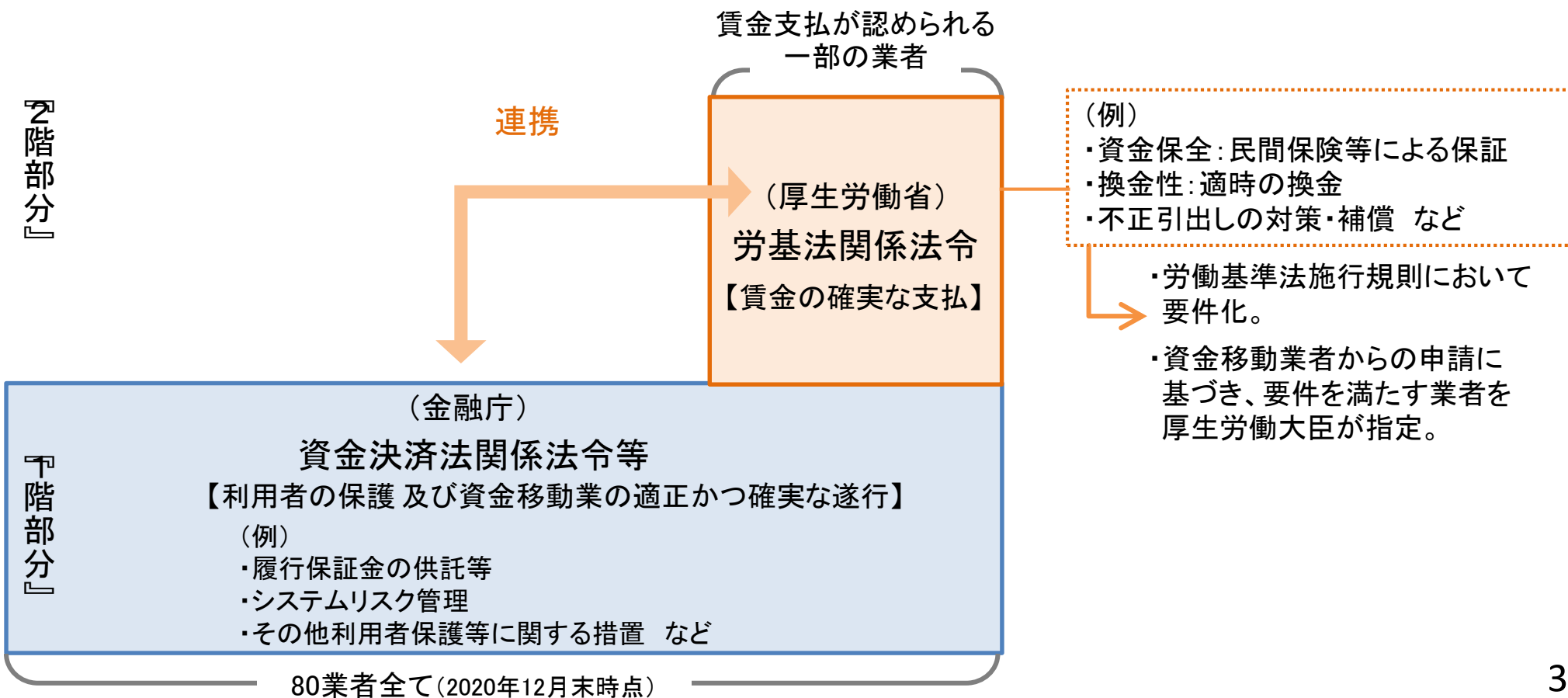
<今後の対応方針>

- 次回の労働条件分科会において、具体的な制度案を示すことで議論を加速。
- 2021年度できる限り早期の制度化を目指す。

資金移動業者の口座への貸金支払を認める場合に必要な規制のイメージ

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

- 現行では、資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 仮に資金移動業者の口座への貸金支払を認める場合には、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「貸金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定することが必要(『2階部分』)。



これまでの労働条件分科会における意見等を踏まえて考えられる課題

- これまでの労働条件分科会における意見等を踏まえれば、労働者保護の観点から、たとえば以下の点については、少なくとも課題として考えられるのではないか。

1. 資金保全

- ・労働者の生活の糧である賃金について、資金移動業者が破綻した場合に、①十分な額が、②早期に、労働者に支払われる仕組みが必要ではないか。

※ 現行の資金決済法の仕組みでは、供託金が還付されるまで、債権申出や配当表確定の手続きに約半年かかる。

2. 不正引出し等への対応・個人情報の取扱

- ・セキュリティ不備による不正引出し等への対策や補償の仕組みが必要ではないか。

※ 補償方針については、今後施行される予定である改正資金決済法において、「第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供しなければならない」と規定されている。

- ・労働者(利用者)の個人情報について、厳格な取扱いがなされることが必要ではないか。

3. 換金性

- ・賃金は通貨払いが原則であることを踏まえれば、所定の賃金支払日に換金(出金)できることが必要ではないか。

※ 換金の手数料や換金の単位についても、検討が必要ではないか。

4. 労働者の同意・企業の賃金支払事務

- ・労働者の同意に当たっては、銀行口座等との違いも理解の上で同意できるようにすることが必要ではないか。
- ・破綻時の補償の受取方法等、同意の際の確認事項について、銀行口座等と比べて追加することが必要ではないか。
- ・使用者が選択する賃金支払手段に関して何らかの取扱いを示すべきではないか。
- ・企業の賃金支払事務が、確実かつ円滑に行われるようにすることが必要ではないか。

5. 厚生労働省による監督指導

- ・厚生労働省が施行することを前提としつつも、資金移動業の業務運営状況等を踏まえ、資金移動業者が賃金支払業務を適正かつ確実に行うことができる体制を有していることを確認できることが必要ではないか。
- ・賃金支払業務の実施状況等を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有することが必要ではないか。